

令和8年度 保険料について

令和8年4月より、子ども・子育て支援金の徴収が始まります。
上記に伴い、令和8年度の保険料を下記のとおり改定いたします。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎保険料は、種別による均等割で、1人1か月あたり下表の額を納入いただきます。
(所得割、日割りの計算はありません。)

◎4月1日時点で18歳以上の被保険者の方は、(A) 医療給付費保険料および (B) 後期高齢者支援金等保険料に、(C) 子ども・子育て支援納付金保険料を合算して納入いただきます。

◎また、40歳～64歳（介護保険第2号被保険者に該当）の方は、(A)～(C)の合計額に、介護保険料（月額6,000円）を合算して納入いただきます。

◎75歳以上の組合員の方は、後期高齢者組合員保険料のみ納入いただきます。（変更なし）

[令和8年4月～]

種別	(A)	(B)	(C)	(A)～(C)	+介護保険料 (40歳～64歳の方) (月額6,000円)	
	医療給付費 保険料	後期高齢者 支援金等 保険料	子ども・子育て 支援納付金 保険料	【合計】	【合計】	
第1種組合員	34,500円	5,000円	1,400円	40,900円	46,900円	
第2種組合員	13,500円	5,000円	700円	19,200円	25,200円	
家族	18歳※～74歳	7,500円	5,000円	300円	12,800円	18,800円
	中学生～17歳	7,500円	5,000円	—	12,500円	—
	未就学児・小学生	4,500円	5,000円	—	9,500円	—

※18歳以上の被保険者とは、毎年4月1日時点で18歳以上の方を指します。

令和8年度の場合、生年月日が平成20年4月1日以前の方が対象です。

第3種組合員	後期高齢者組合員保険料 (75歳以上の方) 1,000円
第4種組合員	

令和7年度の保険料額は、[こちら](#)をご覧ください。